

# ○極東國際軍事裁判速記録 第四號

近米利加合衆國、中華民國、大不列顛北愛爾蘭合衆國、「ソビエツト」社會主義共和國、聯邦、瀋洲聯邦、加奈陀、佛蘭西共和國、和蘭王國、新西蘭、印度及比律賓國

被告 荒木 貞夫 土肥原賢二  
橋本欣五郎 畑 俊六  
平沼騏一郎 廣田 弘毅  
星野 直樹 板垣征四郎  
賀屋 興宜 木戸 幸一  
木村兵太郎 小磯 國昭  
松井 石根 松岡 洋右  
南 次郎 武藤 章  
水野 修身 岡 敬純  
大川 周明 大島 浩  
佐藤 賢了 重光 葵  
嶋田繁太郎 白鳥 敏夫  
鈴木 貞一 東郷 茂徳  
東條 英機 梅津美治郎

昭和二十一年五月十三日(月曜日)  
東京舊陸軍省內極東國際軍事裁判所法廷  
於テ

午前九時四十分開廷

○ヴァンミーター執行官 茲に開廷を宣しませす。

○ウエップ裁判長 私は今此處に全辯護人を代表して鶴澤氏並に清瀬氏より提出されました當法廷決定に依る判官に對する忌避事實の再考を求むる要求を持つて居ります。其の要求に依りますと、私は他の判事と一諸に審議するやうに要求されて居ります。當法廷判事全部は此の要求を拒絶致します。隨つて本要求は拒否致します。

○清瀬辯護人 此の要求の理由はまだ述べて居りませぬ。理由を述べる機會を與へられることを望みます。

○ウエップ裁判長 本決定は既に決定して居りまして、要求は後から提出されたものであります。本問題に關しましては既に討論の餘地はありません。次の事項は當法廷の管轄権でございます。其の理由として述べられて居る所は、起訴狀に平和に對する罪、並に人道に對する罪が含んであると云ふことに基いて居ります。動議の根柢は論議することに置いてあります。併しさういふことは別と致しまして、各別々に討むことに致します。

○清瀬辯護人 それでは豫て提出致して置きました當裁判所の管轄に關する動議の説明を致させて戴きます。其の第一は當裁判所に於ては平和に對する罪、又人道に對する罪に付き御裁きになる權限がないと云ふことであります。言ふまでもなく當裁判所は聯合國が一九四五年七月二十六日ポツダムに於て發した降伏勸告の宣言、其の中に聯合國の俘虜に對して殘虐行為をなしたる者を含む總ての戰爭犯罪者に對しては峻嚴なる裁判が行はるべしと云ふ條規が根源であります。此のポツダム宣言は同年の九月二日に東京灣に於て調印せられました降伏文書に依つて確認受託されたのであります。それ故はポツダム宣言の條項は我が國を拘束するのみならず、或る意味に於ては聯合國も亦其の拘束を受けるのであります。即ち此の裁判所はポツダム宣言第十條に於て戰爭犯罪人と稱する者に對する起訴を受けることは出来ませんが、同條項に於て戰爭犯罪者と稱せざる者の裁判をなす權限はないのであります。本法廷の憲章に於ては、平和に對する罪乃至人道に對する罪と云ふ明文はありませんけれども、併しながら聯合國に於て

斯の如き罪に對する起訴をなす權限がなければ、聯合國から權限を委任された最高司令官はやはり其の權限はないのであります。自己の所有せざる權限を他人に與ふることを能はずと云ふ法律上の格言は國際條約の解釋の上に於ても亦同様であります。それ故に我々は茲に冷靜に嚴格にポツダム宣言に於て戰爭犯罪人と稱するものの意義、限度を決めて掛らなければなりません。而も此の意味は今日我々が考へて居る言葉ではなくして、一九四五年七月二十六日を限度として、其の日を境にして此の宣言を發した所の國、此の宣言を受けた所の國、即ち聯合國及び日本に於て、戰爭犯罪とは何を考へられて宣言が發せられ、宣言が受託せられたかと云ふことを決めなければなりません。其の當時まで世界各國に於て知られて居つた戰爭犯罪と云ふことの意味は、結局戰爭の法規例を犯した罪と云ふ意味であります。其の實例として多く擧げられて居るものは、交戦者の戰爭法規の違反が一つ、非交戦者の戰爭行為が一つ、掠奪が一つ、間諜及び戰時反逆、此の四つが戰爭犯罪の典型的のものであります。此の法廷にはイギリスからの裁判官もおゐるのであります。イギリスの戰爭法規提要四百四十一條には、明かにワー・クライムと戰爭犯罪の定義を擧げて居ります。それから又次の條には、戰爭犯罪の種類を擧げて居りまして、此の種類はやはり今私が申上げた四つであります。單り英國の戰爭法規提要だけではありませぬ。他の國に於て通用する言葉は總て今申す通りのものであります。平和に對する罪、即ち其の戰爭の性質が如何でありましても、戰爭自體を計畫すること、プラン、準備すること、プレパレーション、始めること、イニシユエーティング、及び戰爭を自體、即ちエーゴオフ、それ自體を罪とすると云ふことは、一九四五年七月當時の文明國共通の觀念で

はないのであります。學識豊富なる裁判官各位は國際公法の著書に於ては既に十分御検討相成つたことと存じます。世間に能く讀まれて居る彼の有名なオツペンハイムの著書でも、又ホルの著書でも、戰爭犯罪中に戰爭を始めること、之を戰爭犯罪とは言つて居りませぬ。即ち受託した我が國の方で讀まれます立作太郎博士の著書でも、信天淳平博士の著書でも、戰爭犯罪は悉く戰爭の法規例、之に違反して居るものであると申しまして、其の例證も、分け方に依つて五つに分けて居る例證もありませんが、實際に於ては英國のマニエアルと同一であります。本法廷憲章の發布されました本年一月十九日、聯合軍最高司令官マツカサー元帥閣下が發せられた特別命令、スペシャル・オーダーの中に、聯合國は隨時戰爭犯罪者を罰する旨を宣言したと云ふことが載つて居るのであります。此の特別宣言にある聯合國が屢々宣言したと云ふことも、やはり我が國に對する宣言と解釋するの外はありません。ドイツに對する宣言、ヨーロッパ幅輪國に對する宣言を日本に當嵌めるわけには行きませぬ。ドイツに對して或はモスコイ或はヤルタ、是等の會議でどう宣言せられやうとも、我が國に對し其の宣言を適用すると云ふ理由は斷じてありません。裁判長、これが私は非常に大切なことと思ひます。ドイツと我が國とは降伏の仕方が違つて居る。ドイツは最後まで抵抗して、ヒットラーも戦死し、ゲリリヤも戦列を離れ、遂に崩壊致しまして、全く文字通りの無條件降伏を致しました。それ故にドイツの戰爭犯罪人に對しては聯合國は、若し極端に言うことを許されるならば、裁判をしないうで處罰することまでもなし得たかも知れません。我が國に於てはまだ聯合軍が日本本土に上陸しない間にポツダム宣言が發せられ、其の第五條には、聯合國政府は、我々も亦之を守るであらうと云ふ條件で——此の條件は聯合軍も守るであらうと云ふことで、我が國に對して宣言を發し、我が國は之を受託したのであります。それ故にニュールンベルグに於ける裁判

で、平和に對する罪、人道に對する罪を起訴して居るからと云つて、それを直ちに類推して極東裁判に持つて行くこと云ふことは、網野の間違ひであります。我が國に於ては今申し上つた來歴で、ポツダム宣言と云ふ一つの條件附、假に民事法の言葉を藉りますれば、一つの申込、オツプアに附いた條件があるのであります。それを受託したのでありますから、聯合國と雖も之を守らなければならぬ。聯合國に於かれては、今回の戦争の目的の一つが國際法の尊重であると云ふことを言はれて居ります。さうすれば國際公法の上から見て、ワー・クライムスと云ふものの範圍を超越せられると云ふやうなことはまさかながらと我々は確く信じて居つたのであります。日本國民も左様に信じ、其の受託を決した當時の鈴木首相内閣に於ても、此の條件一つである戦争犯罪人の處罰と云ふものは、世界共通の言葉、能く決つた熟語、それで戦争犯罪と云ふものだけが罰せられるのだと思つて受託して居る。受託してしまふと當時とは違ふ他の罪を起訴して之を起訴すると云ふことは如何なるものでありませう。世間では一九二八年の不戰條約より、國家の政策としての戦争を非とするに云ふ言葉があるから、其の後は國家の政策としての戦争又は侵略戦争それ自身が犯罪となるのだと極論する人もあります。併しながら是は徹底的に間違ひであります。不戰條約は國の政策としての戦争は咎めて非として居りますけれども、之を犯罪なりとは言つて居りませぬ。其の證據には、不戰條約が成立したのが一九二八年であります。イギリスの戦争法規提議が出來たのは其の翌年一九二九年であります。

不戰條約が戦争を咎めると云ふことを書いた後に、世界の大國たるイギリスは戦争犯罪は戦争の條規、慣例に違反したるものと言ふ。戦争犯罪の種類は此の三つだと云ふことを示して居ります。以上は不戰條約が戦争犯罪の範圍を擴めたこと云ふことは考へられないと私は思ひます。又私共も、ハバナに於ける汎米會議其の他で侵略戦争を國際的の犯罪とする決議をなされたことは、新聞の報道なり著書で讀んだことはあります。併しなから斯の如きアメリカ大陸と云つた局部的の條約なり、決議なり、會議と云ふものは、それに關與した國だけが拘束せられるものであつて、局部的の會議の結果が全世界を拘束するものでないことは茲に私が申上げるまでもないのであります。苟も或る法則が國際法となるのは、世界各國が之に關與するか或は又多年の慣行で人類の承諾した觀念、エスタブリッシュメント、アイデア、それが生れた時に初めて國際法となることは、茲に私が申上げるまでもありません。又茲にも觸れられたが、國際條約でも、國際宣言でも、條約宣言の後に現はれたもので、前の條約宣言を解釋することは出來ませぬ。もう一度やります。國際條約でも、宣言でも、之を解釋するには條約宣言以前の資料は役に立ちますけれども、後に現れた資料で前の條約を解釋することは出來ないのであります。終戦後ヨーロッパからの資料を研究します。一九四五年の八月八日にロンドンの戦争犯罪會議で戦争犯罪の意義を擴張することが決つた趣でありませぬ。是が即ちニューロンドン裁判のチャーターであります。併しなからそれは八月八日のことですが、我々へのデクレーションは七月二十六日のことであります。七月二十六日の宣言を解釋するに、八月八日の資料を以て解釋すると云ふことは、矛盾撞著も法律家のなさざる所であります。此の問題は實に大きな問題で、私は今日の世界に於て法律問題としては此の裁判所の管轄に關する問題位大きな法律問題は今はないと思ひます。日本に對して従前通りの戦争犯罪を嚴重に裁判をする。思ひもせん、當時日本では夢想だもせざりし平和に對する罪だと云つて、當時の政府の要人、當時の外交官、當時の民間の指導者を被告にするに云ふことはどう云ふ譯でありますか。我々日本人としては實に重大なる疑義を持つて居ります。何れ檢察側の方に於かれて御反駁もあることと存しますが、何卒此の點に付ては因はれることなく、裁判長閣下の此の法廷開始の初めに宣言せられた如く、何人をも、何者をも恐れ

ず、又何人をも損益せず、嚴正なる解釋を、歴史の審判の前になされんことを切望致します。然るに本年四月二十九日及び三十日に被告に送達せられた起訴狀中には、平和に對する罪であると申し上つて、以上の意味に於ける戦争犯罪以外の、即ち戦争自體の計畫、共同の立案、共同の實行、之に指導者、教唆者、共犯者として參加したことを戦争犯罪と列挙して居ります。即ち訴因第一より第三十六までそれでありませぬ。此の各訴因は之を調査する必要な、本裁判所の權限に屬せざるものとして排斥せられんことを請ひます。

又右起訴狀には、人道に對する罪であると稱して、麻薬濫用防止條約なり、議定書の違反、之を罪として擧げて居るのであります。即ち訴因五十三乃至五十五條の戦争犯罪を除いたる部分、茲に附屬書Bが之に當るのであります。又其の上に單純な殺人罪、モデー、戦争の開始の際又は戦争攻撃中に發生した軍人又は非戦闘員の生命に對する加害をも戦争犯罪と擧げて居ります。訴因第三十七乃至五十二が即ち是であります。是等も亦先刻申し上つた理由に依り戦争犯罪の中に入らざるものとして證據調べを要せず直ちに排斥せられんことを要望致します。以上が本裁判所の管轄に對する異議の第一點であります。

是より本異議の第二點に付き簡單なる説明を致します。ポツダム宣言の受託と云ふのは七月二十六日現在に、聯合國と我が國との間に存在して居つた戦争、我々は當時大東亞戦争と唱へました戦争、其の戦争を終了する國際上の宣言であつたのであります。それ故に其の戦争犯罪と云ふのは、あの時に現に存在して居つた戦争、我々の言ふ大東亞戦争、諸君の仰しや太平洋戦争、此の戦争の戦争犯罪を言つたものであります。此の大東亞戦争にも含まれず、又あなた方の仰しや太平洋戦争にも關係がなく、既に過去に於て終了してしまつた戦争の戦争犯罪を思ひ出して起訴するなんと云ふことは斷じて考へられて居りませぬ。そこで私共實に不思議

に堪へぬのは、其の一つは、遼寧吉林、黒龍江、熱河に於ける日本政府の行動を戦争犯罪と致して居ります。是は彼の滿洲事變を宣言なき戦争と御覽になつたのでありませうけれども、滿洲事變の結果滿洲國が出來、滿洲國は多數の邦國に依つて承認せられて居ります。此處にはソ聯御代表の裁判官も居られますか、ソ聯は滿洲國を承認されて居る。東支鐵道はソ聯より滿洲國に賣却せられました。滿洲國を國と見なければ、それに賣却すると云ふことは起りませぬから、ソ聯は滿洲國を御承認なさつて居るものと我々は解釋して居ります。さうして見れば遼寧、吉林、黒龍江、熱河、之に關する事件の如きは、古き過去の歴史であります。太平洋戦争には包含せられないのであります。然るに本件の起訴狀の訴因第二は、是等の事件に遡り、戦争犯罪ありとして訴へられて居るのであります。更に驚くべきことは、我が國とソ聯との間に會て起りましたハルビン湖區域に於ける事件、又ハルビン、ゴール河區域に於ける事件、前的事件を我が國では張鼓峰事件と言ひ後の事件はノモンハン事件と言ひますが、是等の事件に戦争犯罪ありとして起訴されて居ります。此處にはソ聯の裁判官も居られることでもありますから、證據の提出は必要あるまいと思ひますが、ハルビン湖事件、即ち張鼓峰事件は一九三八年八月に日ソ間に協定が成立して居ります。

○キーンン檢事 只今より異議を申立てる爲にお聴き戴きたい。——首席檢察官と致しまして、只今のやうな議論は基礎的の議論でないと思ひます。併し斯様な問題を只今本法廷で協議することはまだ早過ぎると存じますので、裁判官

閣下より辯護人に其の點御注意願ひたいと存じます。

○ウェップ裁判長 辯護人に申しませんが、辯護人は單に管轄権の事を取扱つて居るのでありまして、法律問題を取扱つて居るのではないと云ふことを申上げます。併しながら事實に根據を置いて居られる以上は、疑問の餘地のないこととてなくては行けません。

○清瀬辯護人 了承しました。私も今此處で立證する考へはないのであります。事實を述べて居るのであります。辯論は何卒全體として御聽きを願ひたいと思ひます。

先刻ハーサン湖流域の事件が過去の事實であること云ふ事實を述べました。更にハルビン・ゴール河流域に於ける事件も過去の事件である。即ち一九三九年九月には協定済であります。その後日ソ間には中立條約が出来まして、ロシアと日本の間は七月二十六日には戰爭状態にはあつたのであります。

○キーナン検事 ソビエツト聯邦の代表は只今辯護團より紹介されたことは事實でないと言はれて居ります。それは特にハーサン湖に關する事件のこととあります。

○ウェップ裁判長 それは裁判所で顯著な事實として受取ること出来ません。

○キーナン検事 只今の事實は疑ひの餘地がない。只今のハーサン湖に關する發言に關しては速記録から除去して戴きたいと思ひます。

○ウェップ裁判長 記録より削除致します。

○清瀬辯護人 裁判長、これに付ては後の段階で實證するの機會を與へられんことを御願ひ致します。

○ウェップ裁判長 證據は六月三日それから以後に取ることになつて居りますから管轄の問題も其の時になさつたら宜敷いでせう。

○清瀬辯護人 それでは引續いて第三點に付て更に其の趣意のあるところを述べます、前にも既に指摘致しました通り此の裁判所の裁判管轄は一九四五年七月二十六日の宣言に基くさうして此の宣言は日本と其の時に戰爭状態にあつた

國との間の戰爭の戰爭犯罪であります裁判長、一寸訂正を御許し願ひます。第三點に入るに先立つて第二點の要旨は訴因第二十五、第二十六、第三十五、第三十六、第五十一、第五十二、此の訴因の排斥を求めらるものであります。それだけでありますさうして第三點に戻ります。

○ウェップ裁判長 それは正式の申出に書いてありませんでしたか。

○清瀬辯護人 書いてあります。説明を略しましたからつけておきます。

第三點は今申した通り當時の降伏は戰爭状態にあつた國との間の戰爭犯罪所が我が國とタイ國との間には當時戰爭はなかつた。タイはシヤムとも云ふ、獨り戰爭なきのみならず、タイ國と我が國は同盟國であつた我が國がタイ國に於てタイに對する戰爭犯罪をしたといつたやうなことは實はどうも夢想も出来ぬ架空のことのやうに思ふのであります。假に何かの解釋で日本とタイが戰爭をして居たと假定を致しましたもタイ國は聯合國やありません。それ故にその理由からも我が國がタイ國に對して犯した戰爭犯罪といふものは此の裁判所に於て裁判されるべきものではないのであります。然るに驚くべし訴因第四の一部分、第十六、第二十四、第三十四に於ては我が國がタイ國に於てタイ國に對し戰爭犯罪を犯せりとなしこの戰爭犯罪につき中央に居つた被告が責任を負ふべしとなして居るのであります。この訴因も亦本裁判所に於て裁判されるに適しない範圍外權限のないこととありますから證據を要せずして直ちに排斥されんことを乞ひます。

以上三點について御審議の上内容に入つて訴訟行爲をする以前にこの問題を御處理あらんことを乞ひます。

○ウェップ裁判長 裁判は十分間休憩致しなす。

午前十一時十分休憩

午前十一時二十五分開廷  
○ヴァンミーター執行官 茲に開廷を宣します。

○フアーネス陸軍大尉 アメリカ辯護士側は只今附屬的動議を提出させて戴きます。

○ウェップ裁判長 動議に付ては個別的に取扱つた方が宜いと思ひます。清瀬辯護士がその辯論を終結致しましたので、今回は首席檢察官からその議論を聴くことに致します。

○キーナン検事 裁判長及び各裁判官閣下、此の法廷にも代表され又其の檢察團側にも代表されてある十一箇國、さうしてまた其の十一箇國自身が他の合法的政府を代表して居りますが、又彼等は世界の人口の半數乃至三分の二までも數えて居りますが是等の十一箇國が今までの侵略戰爭により多くの資源を失ひ又非常な人的損失をして居りますが、此の十一箇國が此の野蠻行爲及び掠奪行爲に對して責任を有してゐる者を罰することが出来ないことがありませうか、又此の十一箇國の聯合國は此の侵略戰爭を武力によつて終結させたのであります。今や彼等は此の侵略戰爭の責任者をただ何もせずこの儘放つておくことが出来るであらませうか。

○ウェップ裁判長 首席檢察官に伺ひますが、是等の言葉は此の際適當なものでござらぬか。

○キーナン検事 裁判長、私は此の辯護人側が致しました動議は世界の各民衆に對してなされたものであると理解致し、此の動議が全然反駁されずに居ることは承知出来ないものであります。さうして今これから私はこの裁判が法に適合して居るといふことについて議論を進めて行きたいと思ひます。

被告の動議は此の裁判所の管轄を制限せんとするものであります。それはポツダム宣言に於て「吾等の俘虜を虐待せる者を含む一切の戰爭犯罪人に對しては嚴重なる處罰を加ふるものなり」といふ條項に對する被告人側の解釋によつてこの法廷の管轄を制限せんとするものであります。此の動議にはこれに關して日本の降伏が或る條件に基いてゐるといふことの主張及び含みがあるのであります。この主張に對しては我々は單に法律の問題としては全然關心を持つて

居りませんが、併し私はかかる誤つた主張が全然反駁されずに終つてしまふことは望みません。私は現在檢察團側の主張を述べさせて戴きたいと思ひます。

即ち日本の降伏は全然無條件なるものであり、それにつきましては降伏文書及び他の書類を参照されれば必ず立證されることと思ひます。終戦當時スイス國政府を通して各聯合國政府に通達された二つの日本側の書簡、それは既に引證されて居るものであります。それを検討しますれば日本國政府の降伏は無條件なるものであつたといふことを證明致します。又此の法廷を確立させる條約が公布されました時聯合國最高司令官によつて發せられた宣言の解釋によつて此の法廷の權能、權力を限定せんとする試みもなされたのであります。此の動議に於てなされた被告人側の見解も同様に間違つて居るといふことが立證されました。何となれば、其の宣言の第一項に於て「樞軸諸國家の不法なる侵略戰爭に反抗せる合衆國並に之が聯合諸國家は戰爭犯罪人は裁判に附せらるべし」との意圖の宣言を隨時なし來りたるが故に」といふ文句があります。被告人側は要するに此の條約を否定し此の條約は聯合國最高司令官が發する權能を持つて居らないといふことを主張して居るのであります。それは彼等の動議中に言及されて居る事項に關してであります。先程言及致しました所の特別宣言及び降伏文書は明確に聯合國側最高司令官は降伏條件を有效ならしめる爲に彼が適當と思ふことをする權能を有すと述べてあります。又特別宣言の他の條項には現在此の裁判所に示さないでも宜いと思ふ他の條項がありますが、それは被告人側の動議の觀念が誤つて居るといふことを證明して居ります。

先程ポツダム宣言に於てなりました戰爭犯罪人といふ言葉の解釋に付て辯護人側から言及された書いてあります。「吾等は無責任なる軍國主義が世界より驅逐せられざれば平和安全及正義の新秩序が生じ得ざることを主張するものなるを

以て日本國民を欺瞞し誤導して世界征服の舉に出でしめたる者の權力及勢力は永久に除去せられざるべからず」又この宣言の第十三條には以下政府が直に全日本國軍隊の無條件降伏を宣言し且右行動に於ける同政府の誠意に付適當且充分なる保證を提供せんことを同政府に對し要求す、右以外の日本國の選擇は迅速且完全なる毀滅あるのみとす」一九四五年九月二日附の降伏文書第二項には次の如きことが書いてあります「下名は茲に日本帝國大本營並に何れの位置に在るを問はず一切の日本國軍隊及日本國の支配下に在る一切の軍隊の聯合國に對する無條件降伏を布告す又この文書の第三項には「下名は茲に何れの位置に在るを問はず一切の日本國軍隊及日本國臣民に對し敵對行為を直に終止すること及聯合國最高司令官又は其の指示に基き日本國政府の諸機關が課すべき一切の要求に應ずることとを命ず」と書いてあります。又降伏文書の第五項には「下名は茲に一切の官廳、先程ポツダム宣言に於きまして戦争犯罪人といふ言葉の解釋に付て辯護人側から言及されました。ポツダム宣言の第六條には「かういふことが書いてあります。『吾等は無責任なる軍國主義が世界より驅逐せられれば平和安全及正義の新秩序が生じ得ざることを主張するものなるを以て日本國國民を欺瞞し誤導して世界征服の舉に出でしめたる者の權力及勢力は永久に除去せられざるべからず』又この宣言の第十三條には以下の如きことが書いてあります。『吾等は日本國政府が直に全日本國軍隊の無條件降伏を宣言し且右行動に於ける同政府の誠意に付適當且充分なる保證を提供せんことを同政府に對し要求す、右以外の日本國の選擇は迅速且完全なる毀滅あるのみとす』一九四五年九月二日附の降伏文書第二項には次の如きことが書いてあります「下名は茲に日本帝國大本營並に何れの位置に在るを問はず一切の日本國軍隊及日本國の支配下に在る一切の軍隊の聯合國に對する無條件降伏を布

告す」又この文書の第三項には「下名は茲に何れの位置に在るを問はず一切の日本國軍隊及日本國臣民に對し敵對行為を直に終止すること及聯合國最高司令官又は其の指示に基き日本國政府の諸機關が課すべき一切の要求に應ずることとを命ず」と書いてあります。又降伏文書の第五項には「下名は茲に一切の官廳、陸軍及海軍の職員に對し聯合國最高司令官が本降伏實施の爲適當なりと認めて自ら發し又は其の委任に基き發せしむる一切の布告命令及指示を遵守し且之を施行することを命ず」私は裁判官各位に對し此の裁判所を設立致しました條例は此の命令の中の一つであるといふことを申し上げます。最初の命令は命令第一號でありましたが、今回の命令第二十號であります。故に現在被告が犯罪でない主張する犯罪を此の條例がはつきり明確に述べて居るといふことを附加するのは或は必要であると思ひます。

これに關しまして日本側の降伏及びドイツ側の降伏につきましては其の相互間に非常な差異があつたといふことは承知して居ります。さうしてこれらのことはすべて日本國の合法的政府によつてはつきり承認されたのであります。當時の日本國政府には被告人自身の多くの者が含まれて居りました。第六項に於きましては「下名は茲にポツダム宣言の條項を誠意に履行すること及右宣言を實施する爲聯合國最高司令官又は其の他特定の聯合國代表者が要求することあるべき一切の命令を發し且斯る一切の措置を執ることを天皇、日本國政府及其の後繼者の爲に約す」降伏文書の最後の條項に於きましては次の如きことが書いてあります。「天皇及日本國政府の國家統治の權限は本降伏條項を實施する爲適當と認むる措置を執る聯合國最高司令官に服せしめらるるものとす」降伏文書の解釋に關する如何なる手續に於きましても、さうしてそれは既に先程の動議によつて抗辯されたのであります。此の降伏文書が條件付であつたといふ誤つた主張を斷乎として排撃することが最

も肝要なのであります。

若し御差支へなければ首席檢察官と致しまして少しくこれに付きまして見解を述べさせていただきます。此の私の言及せんとする所は、若し我が現在の平和を守つて行かうとするこの手續が正しく遂行されなければ世界の職を意味するものであると主張致します。この法廷に對しまして提出されました正確なる法律上の主張は文明國が文明を救ふために世界の大部分に對し侵略戦争を齎したるもの責任者を罰することによつて文明を救ふ有效なる防禦手段を執る能力に對し明かなる反駁であります。其の主張は、要するに其の合法的なる諸官憲によつて結ばれた條約義務及び保障は何の意義も持たないといふことになります。此の大膽なる主張は此の動議の發議者によつて提出されて居るのであります。即ち文明の存続を危くする所の殘酷なる又不法なる戦争を齎した勢力を指揮した所の個人がその高い官職或は責任の地位によつて揮つた斯る行為に對して罰せられることを免除されるといふ提議なのであります。これは即ち共同に基いて行動する所の一人或は一團體の人間が、人間が澤山入つて居る所の建物にガソリン及び火薬を撒き、物入れには石油に浸れた機織を入れ、戸口には薪を重ね、中に入つて居る者が逃げられないやうに窓を釘付にしてそれから彼等の支配下にある責任なき又どうすることも出来ない個人に對し彼等が既に灯した松明を興へた後それを使ふことを命令することが出来るといふ主張になるのであります。さうしてかういふことを先づ全然罰せられることなくして出來るといふのであります。此の譬へは先程辯護人側が仰しやつて居られましたやうな法律的觀念にばかりこだはつて居る者に對しては非常に耳障りになるかも知れませんが、この譬へは實際の戦争の苦痛を耐へ忍ばねばならぬ者達には分るものであります。さうして彼等は再びかういふことがないやうにといふことに於きまして其の發言をする權利を持つて居るのであります。何となればかういふことを主張する者共

は、かういふ破壞を齎す權能權力を得た所の指導者及び官吏が、即ち此の破壞を準備し計畫しそれを開始した所の官吏及び指導者が何時まで経つても法廷の裁きに連れて來るといふことが出來ないといふ主張であります。かういふことを許可するならば此の指導者の支配及び命令に服せねばならなかつた所のどうすることも出來ない犠牲者達及び數百萬の他の無罪の個人がこれらの指導者が罰せられずに居る間全く耐へることになるのであります。

○ウエツプ裁判長 一時三十分まで休憩致します。

午後零時三分休憩

午後一時三十分開廷

○ツアンミター執行官 茲に開廷を宣します。

○キナン主席檢察官 休憩前我々の話は斯う云ふ所まで済んで居りました。

即ち是等指導者の支配及び命令に服せねばならぬ所の無力なる犠牲者か、又他の數百萬の無事の民は、是等の行為の爲に言語に絶する苦痛を忍び、一方是等の指導者は處罰されずに自由の儘で居ると云ふことになります。そして是が法律であると言はれて居ります。斯かる主張は不健全であると同時に忌はしいものであります。そして被告人の動議に依り廣汎なる論點が持出されたのであります。即ち人類は自ら法理論の型に置かれ、其の法理論と云ふものは根柢も論理もないものであります。斯かる屈辱的な法理論の力に従ひ、責任を有する犯罪人を處罰せず自由の身の儘に置いて置くことが出來ませうか。抑々組織された社會が好い加減黙認し無關心の傍觀的態度を執り、文字通り其の破壊を待たねばならぬと云ふのであります。それは即ち人類が自らを救ふと云ふ法律的な權利を持つて居らないと云ふ主張になるのであります。其の動議には以下の如き非常に限られた狭い法律的主張がされて居るのであります。即ち一九

四五年七月當時の一般的觀念に依れば、戰爭犯罪者と云ふものは戰爭開始後に於て戰爭の法規、慣例に違反したる者を意味し、そして是等の者は從來の國際法の慣例に依つて處罰し得るものであると云ふのであります。此の提議は國際法に依つて支持されて居ると云ふのであります。又一九四五年七月二十六日に於てすら、戰爭犯罪人と云ふ言葉の意味を是等の日本人被告人は理解する正當な權利を持つて居つたのであります。我々は法廷に次の如きことを指摘致します。被告人は自分に都合好く或る非常な重大な、そして關聯性のある、又我々の主張する所に依れば、決定的なる宣言及びステートメントを除いて居るのであります。我々は今其の中の二三を擧げたいと思ひます。

一九一九年ヴェルサイユ條約の締結は、日本を含みまして其の締結國が、國際道徳及び條約の神聖に對する最高犯罪の廉を以てドイツ皇帝ウィルヘルム二世の公判に付ての規定を致しました。一九二〇年に於きましては、日本を含む國際聯盟の加盟國は、平和的解決を規定する聯明規約に反して開始せられた戰爭は聯明加入國の各國に對する戰爭行為と看做さるべきことを規定致しました。仍て規約に違反せる戰爭は不法なる戰爭なり、それに附隨せる謀略行為は總て國際社會に對する犯罪として刑量さるべきものであります。國際戰爭に關する平和的解決に付てのジュネーヴの議定書、是は四十八箇國の代表に依つて調印されましたが、この議定書には特に侵略戰爭は國際的犯罪を構成すると規定してあります。次に一九二七年、殆ど同じ文句を用ひて國際聯盟の第八回總會に於きまして滿場一致決議されました。日本は此の兩方の分とも締結國であります。一九二八年の第六回汎米會議は侵略戰爭に對する決議文を採用致しました其の決議文の序論には、特に侵略戰爭は人類に對する國際犯罪を構成すると規定してあります。擬て保護人側は、先程此の汎米會議の決議は此の法廷の手續に對して全然效力なきものと主張しましたが、私は今非常な尊敬を以て、此の會議の決議文は非常に明確に、又間違ひのなき

言語を用ひて侵略戰爭は犯罪であると云ふことを規定し、且つ此の汎米會議と云ふものは世界に非常に重要な部分の各國が集まつてなしたものであると云ふことを述べたいと存じます。又一九〇七年、即ち明治四十年と云ふ非常に早い時期に於てヘーグ陸戰條約慣例に付ての規定に於きまして斯う云ふことが書いてありました。即ち陸戰條約慣例に對するより完全なる規定が出来るまで締結國は以下の如きことを約束。そして私は此の引用致しました文句を更に續けたいと存じます。「更により完全なる陸戰法規慣例の規定が出来るまで締結國は次の如きことを約束。即ち交戰國の住民又は交戰國の戰闘員は國際法の原則及び保護の下にある。又其の國際法なるものは人類の法則及び今までの慣例に依り既に確立されて居る慣習に依るものである。」又此のヘーグ條約は日本國天皇の名に於て日本國代表に依つて調印されたと云ふことも亦興味のある事實である。

又一九二八年八月二十七日、パリに於て調印された非常に重大なるケロッグ、ブリアン協定に依りますと、締結國、即ち日本を含む文明世界の殆んど全國は、彼等の國民の名に於て國際紛争の解決の爲に戰爭に懇へることを彈劾し、相互の反省に於て國策の手段として戰爭を放棄したのであります。此の協定の文章には犯罪と云ふ言葉はありませんが、締結國は國策の手段として戰爭を放棄したと云ふ事實に依り、侵略戰爭の組織を法外に置くこと、即ち不法なるものにすることを企圖して居たことが明かであります。勿論個人の名に於ては不法なるものにする爲には、斯の如き個人が犯人の種別に嵌らなければ意義のないことあります。茲に次の如きことが明かになるのであります。一九二八年までには、世界中の各文明國は嚴肅なる協約及び協定に依り侵略戰爭は國際犯罪なりと云ふことを認め且つ發表し、之に依り戰爭の不法性を國際法の積極的法則として確立したのであります。國際法の積極的法則に反せる不法なる戰爭を遂行しないと云ふ既に存在して居つた

義務に更に特定の條約に違反した戰爭を遂行しないと云ふ締約義務が加はつたのであります。又我々は此の動議を支持する種々の論點、又此の訴訟手續を通じて、條約と云ふものは意義を有さないと云ふ主張は一人として居る人が居ないことを望みます。ポツダム宣言當時、又降服當時時解されて居た戰爭犯罪人と云ふ言葉の意義は何でありましたでせうか。一九四三年十一月一日、モスコに於てそれぞれ各國を代表するルーズヴェルト大統領、チャーチル總理大臣及びスターリン元帥に依つて歴史的聲明が發せられたのであります。其の聲明に於きまして、捕虜の虐待、殺戮及び處刑に對し責任を有し、或は参加せる戰爭犯罪人及び使宜上重大戰爭犯罪人と呼ばれた所の戰爭犯罪人即ち彼等の犯罪と云ふものは、特定の地理上の場所はなく、又彼等は聯合國政府の共同決定に基き處刑さるべきであると規定されて居たのであります。一九四二年十一月六日、革命二十五周年記念日に於きまして、ソ聯全國會議の會議上、スターリン元帥は此の戰爭の目的の一つは忌はしいヨーロッパに於ける新秩序を破壊し、それを確立したものを處刑するにあると述べました。又一年後次の記念日に於きまして同スターリン元帥は、總ての戰爭犯罪人、是は戰爭に對する責任を有する者を含めると、總ての戰爭犯罪人主で處刑する意圖を繰返して述べました。其の時スターリン元帥はロシア國民及び世界に對し次の如きことを言ひました。

我々の聯合國と共に我々も此の戰爭及び國民の苦しみに對し責任を有する總てのファシズム的犯罪人は、如何なる國に陰れやうとも彼等の犯罪に對し嚴格なる處刑を受け報復を受けるものであると述べたのであります。

○ウェップ裁判長 只今キーン氏は被告に對し強い言葉を以てルーズヴェルト大統領の言葉を借りて少しく述べさせて貰ふことを申出しましたが、裁判長に於きましては之に付き餘り煽情的にならない限り許すことに致します。判事相談の結果續けることを許可致します。

○キーン首席檢察官 一九四三年二月十二日、ルーズヴェルト大統領は大解放者リンコルの誕生日に際しての重大なる演説に於きまして、次の如きことをはつきりと斷言致しました。彼等の犯罪の結果を免れようとする恐怖的な企圖、計畫に對して、我々即ち聯合國總ては次の如きことを言ふのである。即ち樞軸國、或は樞軸派と交渉する唯一の條件はカサブランカに於て宣言された條件であります。即ち無條件降服、我々は譲歩せざる政策に於て、樞軸諸國の一般國民に對し害を企圖するものではない、併しながら我々は彼等の有罪なる野蠻なる指導者に對し處罰を加へ報復を加へるのを企圖するものである。

一九四二年十月十二日と言ふ昔でさへも、ルーズヴェルト大統領は、世界各國に中繼されたアメリカ國民に對するラヂオ放送に於きまして斯ふことを斷言致しました。我々は聯合國がドイツ、イタリー、日本の國民に對し最終的な報復を望むものではないといふことを全く明かにした。併し彼等の主謀者及び其の殘忍なる手下は指名され逮捕され、そして刑法の法律的手續に基いて裁判さるべきである。又私は、是等此處に居る被告が主謀者或は殘忍なる手下と云ふ言葉の意味に付て分らないと云ふやうな主張に對しては、全然許さないとを望むものであります。そしてその演説のされたる事實と云ふものはポツダム宣言或は降服文書が調印された日より三年も昔のことであります。

一九四三年十二月一日のカイロ會議に於きまして、アメリカ合衆國はルーズヴェルト大統領を通じて、又中華民國は蔣介石大元帥を通じて、又聯合國は總理大臣チャーチル氏を通じて以下の如きことを宣言致しました。「各軍事使節は日本國に對する將來の軍事行動を協定せり。三大同盟國は陸路、海路及び空路に依り其の野蠻なる敵國に對し假借なき壓迫を加へるの決意を表明せり。右壓迫は既に増大し且つ之を制止せり。三大同盟國は日本國の侵略を制止し且つ之を罰する爲め今次の戰爭をなしたるものなる

り。此の厳格なる警告、日本國の侵略を制止し之を罰すると云ふ文句の正確なる意義は何でありませうか。被告人は斯かる處罰は、日本國民中此の戰爭を開始するに當り全然關係せず、又我々が思ふには、彼等自身が此の被告人の犠牲者であり、即ち其の中の數百萬と言ふものは殺され、又其の都市及港灣は未だ曾て知られざる程破壊され、現在再建への苦い、そして困難なる途が残されて居る此の日本國民のみに對して加へるべきであると主張するのであります。此の厳格なる警告に於きまして、聯合國の指導者は日本國民を意味したのでありませうか。我々の指導者は、此の全世界に互る劫火の共謀者、計畫者及び獨裁者に對して、親切なる刑からの免除を與へると云ふことを意味したのでありませうか。是はをかし理論であります。そして此の理論は此の法廷に印象付けるのは困難である。のみならず世界各國の國民及び日本の國民にも印象付けるのに困難であると思ふのであります。併し若し此の點に付きまして疑問がありますならば、ポツダム宣言を讀めば其の疑ひは直ぐ晴れるものと思ひます。

其のポツダム宣言に於きましては、米國、聯合王國及び中華民國の指導者に依つて宣言され、後ソビエト社會主義共和國聯邦に依つて採用されたものであります。それに於きまして各聯合國の意圖が明かにされて居るのであります。私は第十條を引用させて載けます。「我等は日本人を民族として奴隸化せんとし、又は國民として滅亡せしめんとするの意圖を有するものにあらずとも、我等の俘虜を虐待せる者を含む一切の戰爭犯罪人に對しては嚴重なる處罰を加ふるものなり」是は同宣言の第八條に「カイロ宣言の條項は實施されるべし」即ちカイロ宣言の中「三大同盟國は日本國の侵略を制止し且つ之を罰する爲め今次の戰爭を爲しつづつるものなり」を勿論含んで居ります。そして是等の條項は、總ての被告人が聯合國のはつきりした意圖に付き十分なる豫告を受けて居り、又日本全國民も同様に十分なる豫告を受けて居つた

と云ふことを明かにして居るのであります。又是等の侵略戰爭を計畫し開始し、又遂行した責任を有する者に對しては厳格なる處罰を加へると云ふことが主張して居ります。其の厳格なる處罰と云ふものは、普通の罪人に對すると同様の處罰であります。

裁判官閣下、次には副檢察官コミンズ・カー氏を御紹介致します。彼は同じ問題に付きまして他の方面から論議するものであります。

○ウエップ裁判長 コミンズ・カー氏は演説の全文を英語で朗讀し、次いで通譯側から、其の日本語の全文を朗讀することを請求しましたので、裁判長に於ては之を許可致しました。

○コミンズ・カー副檢察官  
午後二時五十分休憩  
午後三時十分開廷

○ウエップ裁判長 十分間休憩致します。  
午後三時十分開廷  
○ゾアンミーター執行官 茲に開廷致します。

○コミンズ・カー副檢察官 裁判長各位に對し先程話しました申立の文書を讀上げました。  
(以下翻譯者朗讀)

本裁判所の管轄權に關する申立に對する  
コミンズ・カー氏の回答  
本申立は本裁判所の管轄權の全部を攻撃せんことを意味するものにあらず。然れども實際は本件起訴狀の或る訴因を削除せんとするの企圖にして、且つ本裁判所條例の或る部分に對する攻撃なり。右は全くポツダム宣言及び降伏文書の或る辭句を狹義に解せんとする企圖に起因するものなり。

右は此の基礎に於て至極容易に處理し得るものなり。然れども吾人は此の方式の近接に對し二の反對説を擧げんとす。  
其の一は本裁判所設立の特別宣言の第一條第一項に見るが如く戰爭犯罪人を裁判に附することの聯合國家の權利はポツダム宣言の諸條項、並に之に合致せる爾餘の文書に對する日本政府の降伏文書に依る同意にのみ基く

ものにあらずるなり。  
之に反して如何なる國家若くは國家群も條約に限り自ら其の權利を禁じたるにあらざる限り戰爭犯罪人を機會を有する時は何時にても亦何處にても裁判に附することの固有の權利を有す。

この原則は從來屢々打立てられ、一九三一年出版のストウエル氏の國際法五百九十七乃至五百九十八頁の左記章句の中に遺憾なく要約せられあるなり。

「總會に參會せる諸國家は國際法の總ての權利を有するものにして、それは恰も往昔各人の處罰は夙に唱へられし如く犯罪人の國家に委ねらるるものにして其の國家の解意若くは法の適用に失敗ある時は代りて行爲を爲す國家は其の場合同様の刑罰規定を適用するものなり。併しなから國際社會を諸國家の平和に對する處罰せられざる犯罪の不法譽及び危險より保護することを必要とする異常なる場合に於ては會議の參加國は事後に於て犯罪を定義し、裁判所を構成し、宜つて裁判の服從を強制することを得べし。然れども斯の如き手續に於ては國際法は各個人に對し最少限度の安全を保障し、且つ彼は法の正當なる手續を享有することなくしては審理せられ有罪の判決を受け、又刑罰を受くることなきことを要するものなることを常に想起すべきなり。」

第二の反對説は、ポツダム宣言は聯合國の意圖に關して或る條件を宣言書形式に於て記載したりと雖も、それは第十三項に於て日本の全武裝兵力の無條件降伏を要求することを以て終り。

一九四五年八月十日、スイス國代理公使に依り轉送せられたる通牒の中に一の條件を挿入せんとする日本政府の企圖は、八月十一日即時拒否せられ、且つ降伏文書目録の中に、日本政府は辭句上無條件降伏を宣言せり。

ポツダム宣言及び他の文書に於ける意圖の記載は現在十分に實施せられつつあり。又今後も十分に實施せらるべし。然れども右は本件起訴に當りて是等被告人に對し如何なる權利をも附與することを得ず。又彼等をして本裁判所條例に對し如何なる攻撃をも開始せしむること能はず。

次にポツダム宣言に關する本申立の第一點を按ずるに、右は第十項の「戰爭犯罪人」なる語に對し狹義の意義を與へ「通例の戰爭犯罪」として本裁判所條例第五條(ロ)に記載せられしものに制限し、之を解釋せんとする企圖の上根拠を有するもの如し。然れどもポツダム宣言第十項は戰爭犯罪人の完全なる定義を含む趣旨にあらずを他に多くの餘地の存する如く、聯合國の爲に行動する最高指揮官の次々に發出する命令に依り擴張せらるべき餘地を存するものなること明白なり。

右は一九四五年八月十一日の文書の第三項「降伏の瞬間より國家を統治すべき天皇及日本政府の統治權は降伏條件を遂行する爲め適當と認められたる手投を取らむとする聯合國最高指揮官に服從すべきものなり」に依り明瞭にされあり。

右の文章は降伏文書目録の最後の項に再び上記の言葉通り記載あるなり。而も尙ほ「峻嚴なる裁判が我が俘虜に對し慘虐行爲を加へたる者を含め總ての戰爭犯罪人に對して課せられるべし」との特定の語が正確に讀まれる時、ポツダム宣言第十項は通例の戰爭犯罪として規定せられたるもの以外の犯罪が含まるものなることを明瞭になし居れり。

本申立は「一九四五年七月當時の一般の概念に従へば、戰爭犯罪人とは戰爭の開始以後戰爭法規及び戰爭慣例を侵害したる者を意味し、それ以前の國際法及慣例に依り處罰せらるべき者を意味する」と主張す。「戰爭犯罪人」なる表現が此の特殊の範疇に制限せられ居りたる旨の明示、若くは默示に對しては、何等の保障あるものにあらず。ベエルサイエ條約以前に於ては此の點明瞭ならざりしとするも、同條約第二百二

十七條は之を明瞭にせり。同條約第二百二十七條は次の如し。

「聯合國及び協商國は國際道徳及び條約の神聖に對する最高の犯罪に因り元獨逸國皇帝ホーヘンツォーレン家のウイルヘルム二世の犯罪認否を公に請求するものなり。

特殊の裁判所が被告人を審問する爲め構成せらるべし。仍て防禦權に必要な保障が被告人に與へらるべし。裁判所は次の各國、即ちアメリカ合衆國、大不列顛國、佛蘭西國、伊太利國、日本國より各一名づつ任命せられたる五名の判事に依り組織せらるべし。

其の判決に於ては裁判所は國際的契約の嚴肅なる義務と國際的道徳の有効性を擁護せんが爲め國際的政策の最高の動機に因り指導せらるべし。裁判所は課せられるべきものと思想する刑罰を定むることを其の任務となす。

聯合國及び協商國は前皇帝を審問に附する爲め其の引渡を和蘭國政府に要求するものとす。本條約は第一次世界大戰の主要戰勝國の一員にして、現在は敗者たる日本國、他にイタリヤ國、並に當時も亦現在も敗者たるドイツ國、並に本件起訴狀に記載せられたる當時及び現在の戰勝國たる左記諸國を含む二十八箇國に依り署名せられたり。即ちアメリカ合衆國(當時はフイリピン諸島を合せ代表せしが今回は別箇に代表せらる。)

大英帝國(豫州聯邦、カナダ、ニュージランド及びインドを含めしが今回は各別に代表せらる。)、フランス國及支那國並に本件起訴狀に記載しあるポルトガル、シヤム並に當時も現在も戰勝聯合國側の其の他の國家にして茲に代表せられざるものに依り署名せられたり。

右は日本國を含む前記二十八箇國中二十四箇國に依り批准せられたり。アメリカ合衆國は條約の第一章を構成せる國際聯盟規約に對して同國に發展せる見解の變更に因り批准せざりき。カイゼルの裁判は既にオランダ國へ亡命し且つ同國より前記の罪狀により送還せしめ得る條約なかりし爲め實現せざりき。

私が既に引用したるストウエル氏の章句は更に次の如く繼續す。

「國際社會ノ爲メニ行動スル戰勝聯合國ハ其ノ意思ニヨリテハ「カイゼル」ヲ一九一四年八月ノ出來事ニ於ケル個人的責任ニ對シ審理スルノ權利ヲ有シタリ。然ルニ聯合國ハ政治家ニヨル裁判所ヲ任命シ、且ツ「カイゼル」方自己ノ防禦ノ爲メニ要求スルコトアルベカリシ書類ヲ其ノ記録保存所ヨリ提出スルコトヲ彼ニ拒否スルノ權利ヲ有セザリキ。

輿論ノ現狀ニ於テハ「カイゼル」ノ審理ニ關シ條約ノ規定ヲ遂行スル何等ノ企圖モ恐ラク見ラレズト謂フモ可ナリ。然レドモ社會ヲ保護シ且豫メ定義スルコトヲ得ザル犯罪ヲ處罰センガ爲メ個人責任ノ原則ヲ維持スルノ要アリ。」

本件に於ては一國の元首を審理することの妥當性に付きカイゼルの場合に於て多少の論争を惹き起し問題は發生せず。

吾人が審理に附せんとする被告人等は、日本に於て吾人が期して立證せんとするが如く吾人が訴追しつゝある平和に對する犯罪を犯すに有效なる力を行はせり。

原則は明に定められたり。前例は日本を含む以上數々の國家に依りて確立せられ且つ確認せられたり。

然れども右は理論上新奇なるものにあらず。本申立自體が認むるが如く、戰爭の法規及び慣習に對する侵犯者を審理處罰する交戰國の權利は、夙に多年普遍的に認められ來れり。實際に於ては右は單に條約に於て部分的に神聖化せられたる國際法の違反に基くものなり。右原則は其の他本裁判所條例第五條(イ)並に本件起訴狀第一類の訴因に包含せられたるが如き國際法及び條約の違反に適用せられたる時は同然なり。

特殊事例として取れば、宣戰布告若しくは最後通牒なくして敵對行動を開始せる場合あり。此れは一九〇七年のヘーグ條約第三條に於て始めて條約に依り取扱はれたるものなり。ストウエル氏は此の事情を四百五十二頁に於て次の如く要約しあり。

「意圖の警告、國際的安全及び信義の尊重は、表面友好的にして且つ相互に信頼せる平和關係をば適時の通告を構成するに足る警告をなくして妨害せらるべからざることを要す。是は常に凡ゆる民族間に於て掟と成り來りしもの如し。此の掟の根本的目的は背信及びそれに對する恐怖を防止せんが爲にして、此の背信は平和を殆ど戰爭よりも更に惡質なる危險性のものたらしむるが如きものなり。原始民族間に於ては一般的に、又歐洲國家間に於ては比較的近年に到るまで、戰爭手段は形式上の通告若しくは宣言に先行せられたり。然れども更に最近の戰爭に於て敵對行動の手段が形式上の及び事前の宣言なくして發生せる實例あり。

一九〇四年に日本が不信にもロシア艦隊を攻撃したる爲め非難を受けたるは、斯くの如き明示の通告なかりしことに因るなり。此處に問題と成れる論争の是非は峻烈有能なる法律家達に依り論議せられたり。日本自らも將來起り得べき何等か此の種の論争を避くるを望ましきことと認めたり。されば一九〇七年十月十八日のヘーグ條約(第三次)の敵對行動開始に關する條の採擇に同意せり。是は其の目的を述べたる前文に於て、調印國の聲明せる「平和關係の維持を確實ならしむる爲め敵對行動は事前の通告なくして開始すべからざることを重要なこと」と「戰爭狀態の存在は遲滞なく中立國に通報せらるべきことの等しく重要なことに鑑み」

「此の趣旨に副ふ條約の締結を希望せるが故に以下の者を全權委員として任命したり……」と宣言せり。而して此の目的の實現に當り本條約は次の條項を包含す。

「第一條 締約國は理由を附せる宣戰布告又は條約的宣戰布告を附せる最後通牒の何れかの形式を有する事前の且つ明示の通告なくして相互間の敵對行動を開始すべからざること(を認む)」

本件起訴狀第一類及び第二類に於て違反せりと主張せられある他の諸條約の中、最も重要なものは、一九〇七年、若しくはそれ以後に締結せられたる條約なり。是等の多數は一九一九年以後に締結せられたり。

故に本起訴の謂はむとする所は、ベルサイユ條約第二百二十七條は新主題に關するものなるも、既に十分に確立せられたる原則に對して單に效力を與へたるものにして、其の當時有效なりし條約の侵犯の爲に最高級の個人の責任に對し、他の諸國と共に日本國に依り其の當時適用せられたる同じ原則が、其の時に來實施せられたる諸條約の侵犯に對しても等しく適用し得るものなることなり。

被告の主張の不條理なることは、人道に對する罪並に戰爭開始時及び其の遂行中に行はれたる戰闘員及び非戰闘員に對する殺人の罪に關する裁判に對する反對を含むに到りたることに注目する時は極めて明かなり。一九〇七年の第四次ヘーグ條約は俘虜に對して犯されたる犯罪のみならず、敵對行動に於て犯されたる犯罪及び占領地域内の地方住民に對して犯されたる犯罪をも取扱ふ。敵對行動の發端に於ける殺人の訴追に關しては、現在恐らく此の問題に關して法廷に提出を豫想せらるる議論を重ねる場合にあらず。其の根據は殺人罪が法的正當性を有せずして人間を故意に殺害することに存すと謂ふにあり。あり得べき斯くの如き殺人に對する他の法的正當性の中には、合法的交戰權即ち合法的戰爭の過程に於て戰爭法規に依り禁ぜられざる方法及び状況に於て兵士が敵を殺害する權利なるものあり。吾人の證據が與へられたる際訴追せられたる事件に於ては、斯様な正當性は存在せざりしことを主張すべし。或る事件に於ては敵對行動が無警告にて始められたるが故に。或る事件に於てはそれ等が侵略を禁じし他の條約に違反したるが故に、他の事件に於てはそれ等が戰闘員及び非戰闘員の双方に對する不法なる行爲を含む戰爭法規及び慣習に反せるが故に。

本件起訴狀に於ては、阿片及び其の他の麻醉藥の使用を本來の戰爭犯罪として訴追せる訴因なし。右は不法なる戰爭の遂行の爲の手段の一

つとして主張せられあるのみ。  
 是等の訴因に基き有罪判決を受けんが爲に  
 は、吾人は法律及び事實の双方に關する提案を  
 處理せざるべからず。然れども本裁判所が殺人  
 の訴追を辦理する管轄權、即ち明かに本條例に  
 依り附與せられたる管轄權を有せずと提議する  
 が如きは、吾人の本件起訴に當り不條理も甚し  
 きものなり。

戰爭法規を取扱ひたる或る特定の國際條約  
 が、それに対する侵犯を罰すべきなりと特定せ  
 ずと謂ふ事實は、戰爭犯罪たる其の侵犯に對す  
 る處罰を除外するものにあらず。

戰爭犯罪を處罰する慣習は、或る法律が條約  
 の形式に現はされたるより遙か以前に慣習法の  
 一部と成り來れり。一八六四年の赤十字條約よ  
 り一九二九年のジュネーブ條約に到る國際條約  
 は、其の條規を侵犯するに當り、犯されたる戰  
 争犯罪の處罰に對する條規を包含せず。それ等  
 が戰爭犯罪にまで達したる時には侵犯を罰すと  
 謂ふ先行慣習より逸脱せんとする意圖なかりし  
 以上に明なるものなかりき。

是等の條約の最初のものより以前の慣習法  
 は、一八六三年四月二十四日のローバーの一般  
 命令第四百四十四項目中に記載しあり。即ち  
 「被侵略國の人々に行はれたる一切の放逸なる  
 暴行權威ある將校の指揮に依らざる一切の財産  
 の破壊、一切の強盜掠奪若しくは劫掠……斯  
 る住民に對する一切の強姦、傷害、不具者とな  
 すこと、或は殺人行爲は、死刑又は其の悪行の  
 重大性に相當なりと思料せらるる他の峻嚴なる  
 刑罰の下に禁ぜらる」

刑罰の實行は今日に至る迄繼續せられたり。  
 國際條約中に戰爭主要法規の記載が行はれ始  
 めしより以來、此の種數千の事件が軍事裁判所  
 に依り審理せられたり。此の數千の軍事裁判に  
 加ふるに、ライプツヒ裁判たるものは、一九  
 ○七年の病院船條約及びヘーグ條約の何れにも  
 其の條項の侵犯に對し殊更に制裁を規定するこ  
 となきも、是等條約の侵犯を行ひたる戰爭犯罪  
 に對する裁判及び刑罰の熟知の例なり。

エクス・バルテ・キリン事件(二九一・U  
 S)に於て裁判長ストーンは、確定せる法とし  
 て軍事法廷は個人に對し刑罰を課するの權力を  
 有すること及び軍事法廷はヘーグ條約中に指定  
 せられたる違反及び類似の違反に對し實施目的  
 に對するに十分なる餘地を與ふべく實行する裁  
 判權を有することを認めたり。

されば吾人がそれに準據し、又それを附録B  
 中に記載せる其の條約中に違反に付き責任を負  
 ふべき個人に對する法的結果に關して何等の記  
 載なきことは重要なものにあらず。吾人の本  
 件起訴に當り、斯様な條約の違反の結果は、通  
 例の戰爭犯罪を取扱ふ場合に於て、確立せる法  
 則に依りて示されたるものと全く同様なり。條  
 約或は條約が敷衍せる國際法を犯せる者は、總  
 て平等に戰爭犯罪人にして、其の犯行の輕重に  
 從ひて罰せらるべきなり。

本條例は本裁判所が抱束せらるる原則を規定  
 し、且つ其の規定に當りては周知の國際法に從  
 ふものなり。

申立の第二點は二つに分たれる。第一はポツダ  
 ム宣言及び降伏文書の目的は當時存在せる日本  
 國と聯合國間の戰爭状態を終了せしむるにあり  
 とし、次に訴因第二に於て支那國に對し訴因第  
 二十五、第二十二、第三十五、第三十六、第五  
 十一及び第五十二に於てソビエツト社會主義共  
 和國聯邦に對し犯したりと主張せられたる犯罪  
 を裁判に附するは、是等が過去に於て日を異に  
 して行はれたるが故に、本裁判の管轄に所屬す  
 るものにあらずと主張するものなり。

然れども此の論點には二の誤謬あり。第一は  
 降伏文書は戰爭を終結せしめたるものにあらず。  
 單に敵對行爲を終了せしめたるに過ぎず。  
 一種の戰爭が軍事占領の形式にて繼續しつたあ  
 り。其の終了は將來に係るものなり。第二の誤  
 謬は、降伏文書は特定の日に開始せられたる戰  
 争に起因する事項のみに關するものとなす點に  
 あり。支那國に關する限りはカイロ宣言を包  
 含したるポツダム宣言第八項に明かなり。カイロ  
 宣言は訴因第二に關するものを含め、日本國が

支那國より奪取せる領土は奪取の日時若くは一  
 九一四年に遡る凡ゆる事件を顧慮することなく  
 支那共和國に返還さるべき旨を明示せり。それは  
 亦朝鮮の自由にも關係を有す。日本國の支那國  
 に對する戰爭が一九三一年九月十八日より繼續  
 せるものと考へらるべきか、將又一九三七年七  
 月七日新に開始せられたるものと認むべきかは、  
 本裁判所が其の事實に付き確定するの要あるや  
 も測られざることに屬す。本件起訴は本件裁判  
 所をして此の問題に關し上記の見解の内何れに確  
 定するも實施することを得せしむる爲め明瞭な  
 る訴因(第二及第三、第十八及第十九、第二十七  
 及第二十八)を具備し居れり。吾人の本件起訴  
 に於て、本裁判所が(吾人が爲さんとする主張  
 に反して)是等の戰爭が各別異なる戰爭なりと  
 思考せらるべきものとなすの見解を萬一採用す  
 ることありとするも、本裁判所條例、降伏條件  
 若しくはポツダム宣言には、是等戰爭の何れか  
 に關係せる被告人等の何人かによつて犯されたる  
 犯罪に關する管轄權を行使することを妨ぐる  
 何物もなし。

同趣のことは前述の各訴因に主張せられたる  
 ソビエツト社會主義共和國聯邦に對し爲された  
 る犯罪に付きても日時に關する右と同様な論據  
 を有する限り前述と同様に該當するものなり。然  
 れども此等の訴因に對する異議は、問題の事項、  
 それ以外の附帶事情と共に當然證據の主題とな  
 るべきにも拘らず、却つて被告側主張の或る種  
 の默契により既に解決したりとなす更なる論争にも  
 基くもの如く見ゆ。是れは被告人が其の事件  
 を主張する際に提出することを得る事項なり。  
 若し本裁判所が第二點に付き提起せられたる  
 論争の何れを探るべきかの判断を證據調べの終  
 了後まで延期せんことを可なりと思考するに於  
 ては、本檢察局は斯かる處置に反對するものに  
 あらず。

第三點は既に論議せられたるポツダム宣言、  
 並に降伏文書の意義及び目的に關する論議の再  
 言に始まり、本論點は續いて一九四五年七月  
 二十六日に日本國と交戦状態にあざりし如何

なる國家、又は此等文書に記載せられたる聯合  
 國の一員にあらざりし如何なる國家に對しても  
 犯罪が行はれたりと訴追をなすことを得ずと提  
 言し、更に之を對泰國(シヤム國)關係にても及  
 ぼし、訴因第四、第十六第二十四及び第三十四  
 に適用せんと思はるものなり。

此の論議は若し十分なる根據あるに於ては、  
 右國を訴因第五に含ましむること、及びポルト  
 ガル共和國を訴因第四、第五並に訴因第五十  
 三、第五十四及び第五十五に含ましむることに  
 對し等しく適用するを得べし。然るに吾人の本  
 件起訴に於ては何等此の趣旨のものなし。ポツ  
 ダム宣言第十項には、戰爭犯罪が行はれたるこ  
 とあるべき國家に關しては、何等制限なし。俘  
 虜に關しては交戦國民たりし者以外に俘虜はあ  
 り得ずとの明白なる理由に依り斯の如き制限あ  
 るのみなるべし。更にカイロ宣言に於て朝鮮に  
 關する記載のあることは此の點を明白ならしむ  
 るに資するものなり。

故に吾人は本申立の却下さるべきことを要請  
 す。吾人は此處に起れる國際法の問題に付き、  
 此の段階に於て本裁判所に論議を餘す所なく開  
 陳したるものにあらず。本裁判所が全論議を聽  
 取せる後、最後の判断を下すに至りたる時、是  
 等の問題に關し權威ある宣言の含まるることを  
 切に希望するものなり。

○ウェップ裁判長 檢察側から何か話がありま  
 すか。辯護人側から何か話がありますか。

○コミンズ・カー副檢察官 今朝新しく問題が  
 出ましたので、それに付て二三述べさせて戴き  
 ます。最初の議論は英國陸軍法規からの抜萃に  
 基いて居りました。此の法規を一見するに軍人  
 の指導の爲に發せられたものであります。本法  
 規の第四條は英國陸軍に關するものであつて、  
 此の中にはヘーグ平和條約に含まれて居た戰爭に  
 關する規定が含まれて居ります。又此の法規の  
 第三百八十三項には次のことが明言されて居り  
 ます。即ち戦闘員及び非戦闘員に對する義務に  
 付て書いてあります。斯う言ふ文句が述べてあ  
 ります。占領軍は住民の生命に對して義務を負



ふものであり、彼等の國內の平和及び治安を攪亂すべからず、又彼等の宗教に關するべからず。又不法に彼等自身に對し不法行為を犯すべからず。又彼等の持物に對し掠奪的行為を犯すべからず。又今朝引用されました第四百四十一項を見ますれば、それにはオツペン・ハンハイムの著書の第二卷から探つた定義が記されて居りますが、それに關する戰爭犯罪人の定義は非常な廣義のものであります。即ちそれは戰爭犯罪人とは、今朝辯護人側からの主張を聴きますと斯う云ふことになり得ます。即ち日本がポツダム宣言を受諾する時には誤解の下にそれを受諾した。或は聯合國政府が今平和に對する罪を本起訴状に含めることに依つて背信的行為をしたとさえも主張して居るものと思はれます。

此の點に付きまして先づ戰爭犯罪人とは實際どう云ふ意味を持つものであるかと云ふことを決定せねばなりません。是は私も同意であり得ます。併し又同様に、聯合國側の代表が戰爭犯罪人とは如何なるものであるかと云ふことを説明したことを研究するの必要であると思ひます。何となれば若し日本國政府が當時聯合國の言ふことを理解して居りましたならば、今になつてから被告人が背信行為などと主張するのは無用なこと、無益なことであり得ます。そして私は此の觀點より先程キーンン首席檢察官が引用致しました聯合國各國の指導者の演説などは、此の裁判に取つて關聯性のあるものであると申立てます。

若し當時日本國政府が戰爭犯罪人の意義に付て何か疑問を有して居りましたならば、質問することに依つて其の疑を晴らすことは簡單なことであります。彼等は天皇の將來の地位に付き質問を實際したのであります。そして彼等は速かに返答を受けたのであります。

最後に私は此の事を本裁判所に審理して載きます。誤解或は背信に頼るためには、被告人に對して以下の如きことを立證することが必要であります。即ち彼等が降伏をした時に、戰爭犯罪人と云ふものは此の二十八名を含まないと云

ふ諒解を持つて居たと云ふことを證明せねばなりません。又若し彼等此の二十八名の被告が裁判に附せられると思つて居つたならば、此の降伏文書に附印しなかつたらうと云ふことも證明せねばなりません。さう云ふことになり得ます。彼等は此の二十八名の被告が裁判されるよりは、日本國民がポツダム宣言第十三條に書いてあります。速かなるそして完全なる破壊に至らしめられることを寧ろ好んで居つたことになり得ます。

證據調べが始まり證人の證言が行はれます時に終戰當時の指導者、其の中には被告の中の三名も含まれて居りますが、彼等が此の點に付て如何なる見解を持つて居つたかと云ふことを知るには興味深いことであり得ます。

○ウェット裁判長 御返事はどの位掛りますか。

○清瀬辯護人 三十分位で済むと思ひます。

○ウェット裁判長 どうぞ。

○清瀬辯護人 裁判長、原被告の間に感情的な言葉を交すことは、冷靜なる御判断を受けることに利益がないと思ひます。それ故に私は此の論點に關係のあるものだけを拾つて靜かに申上げて見たいと存じます。

先づ本朝以來キーンン首席檢察官の仰しやられたこと其の次には午後仰しやられたこと最後にコミンズ・カー・イギリス出身檢察官の仰しやられたことの中で私の申上げたことを誤解されて居られるやうな點を申上げたいと存じます。

第一は、私は斯様に了解します。即ち今回の國際軍事裁判の基礎たる憲章の第二項に斯う云ふことあります。 This order was Promulgated in accordance with the terms of Surrender. 即ちサレンダーのトーンとして條件として宣言した、是が一つであります。それ故に此の憲章を作つた人も、即ち最高司令官も *Supreme Justice shall be mated out*、云々と云ふ規則はサレンダーの一つのタームと思つて居ります。タームを付けたサレンダーは無條件の降伏ではありません。又ポツダム宣言自體に於てやはり第五條に

は *Following are terms*、と云ふ文字があります。然らば何故キーンン檢察官、カー檢察官の言はれる無條件と云ふ文字が現はれたかと言へば、それはアームド・フォースに入つて居る。兩君の御引用のポツダム宣言十三條は日本政府がオール・ジャパニーズ・フォースに向つてアソシエーションナル・サレンダーを宣言せよと言ふのであります。即ち前線に於て、現に武装して居る兵隊が……

○ウェット裁判長 私が申上げますのは、無條件降伏とは日本側の言はれるやうな色々な條件から全部解放された自由なものだと云ふことではありません。

○清瀬辯護人 裁判長の所見はどうか原被告の意見を合せてから御發表願ひたいのであります。私は是から此の降伏の條件に付て靜かに申上げます。

○ウェット裁判長 私の解する限り其の儘御續けになつて結構です。

○清瀬辯護人 前線に於て武器を持つて居つた者が武器を投げ出して敵軍に身を委せることをサレンダーと言ひます。それ故に前線に居りました者でも武器を棄てて抗敵をせぬと云ふことになつた時分には或る條件が許されて居ります。例えば此の條約では武器を棄てた兵隊は家庭に於て平和なる生活を營む爲に郷里に歸してやらうと云ふ條件が付いて居ります。若し聯合國の方で此の條件を履行しなかつたならば、是はポツダム宣言の違反であります。斯様な國家なきことを世界の平和の爲に普辯護人は祈つて止みませぬ。

九月二日の降伏文書第二條も亦ポツダム宣言を承けたものであります。やはり軍隊の無條件降伏を言つて居るので、日本の政府の無條件降伏、日本國民の無條件降伏を言つて居るものではないと云ふ。即ち參謀本部「インペリアル・ゼネラル・ヘッド・クォーターズ・オブ・ジャパニーズ・アームド・フォース・オブ・オーストラリア・アンダー・ジョー・ジョー・アンダー・ジョー・アンダー・ジョー」その無條件降伏を言

つて居るのであつて、日本政府又は日本國民の無條件降伏は斷じて言つて居りませぬ。降伏文書第五條には、最高司令官の宣言、命令に服すると書いてありますけれども、それは最高司令官の合法のポツダム宣言から授權された所の命令に從ふと云ふことであつて、最高司令官がなす一顰一笑何もかも之を委すと云ふことではないのであります。

同第六項に日本の天皇も日本の政府もポツダム宣言の爲には司令官に從ふ意味が書いてありますけれども、それは此の條項にある通り此のデイレクションの項を全うする爲に從ふと云ふのであつて、ポツダム宣言以外のことには付て服従すると云ふことは未だ曾て降伏文書にありません。

命令一號又は二十號の五條A及びC、即ち平和に關する犯罪人道に對する犯罪がポツダム宣言以外のものであります。マックアサー元帥の持つて居らぬ權限で發布せられたとするならば、日本國民は之に從ふ義務はないのであります。

次にキーンン檢察官は、一九四三年十一月一日、ルーズベルト大統領、チャーチル首相、及びスターリンがモスコに於て發せられた宣言に言及せられました。併しながら此の宣言はドイツがなした殘虐行為を處罰する爲になされたもので、我が國には毫も關係のない件であります。それは秋が既に曩に指摘して居ることであり得ますが、尙ほ申上げて置きます。

一九四二年及び四三年のスターリン元帥の演説も亦然りであります。

ルーズベルト大統領の、指摘された演説には戰爭犯罪を處罰することは言及されて居ります。併しながら戰爭が侵略戰であらうがあるまいか、之を新たに計畫することを罪し、準備することを罪するまでには言つて居らないのであります。

カイロ宣言には日本を無條件に降伏させようと言ふ條項はあります。ありますけれども是は戰爭指導中の一つの方針で、我が國に本土上陸

をしないで局を結ぶ爲には其の無條件降伏は止めて、軍人だけの無条件降伏にして、之をコンプロナイズレ、折衷、中和したのがポツダム宣言であります。

キーンナン主席検事もカー検事も一九一九年のヴェルサイユ條約を採用せられた。是が間違ひであります。ヴェルサイユ條約はカイゼルのおツツエンスを處罰すると云ふことを書いて、それをドイツが認めて承諾したからであります。若しポツダム宣言に、日本の戦争を計畫した者を處罰すると云ふことが書いてあつて、それを我が國が承諾したのであつたらヴェルサイユ條約と同様になるが、ポツダム宣言にはヴェルサイユ條約二百二十七條に相當する條件はないのであります。

而もここで一つ申上げたことは、ヴェルサイユ條約は、斯くの如くクライムスと云ふ文字を避けて單にオツツエンスと云ふ文字に緩和して出来た。此處に一つの意味がある。何故クライムスとしないか。オツツエンスとしてやつたか。と云ふことに付て、二つの問題があります。それは他でもない。當時アメリカを代表して犯罪人處罰委員會に臨んで居られた有名なランシー、スコット等は國際法學者此の兩名が、條約に違反したこと、國際道徳に違反したことをクライムと稱することは反對だと仰しやつて、遂に此の規定になつたのであります。我が日本も亦其の意見には當時同意したのであります。それ故にカイゼルは、結局は、オランダの不同意で裁判には掛りませんが、假令裁判に掛つても之をクリミナルとは稱しなかつたのであります。それ故にヴェルサイユ條約二百二十七條の引用は、我々辯護人の方に却つて利益になる資料と存じます。

一九〇七年のヘーグ條約も亦條約違反を犯罪とせず、又條約に違反した國の指導者個人を犯人とする文字はありません。

ケロツグ・ブリアン不戦條約、是も戦争を侵略戦争、條約違反戦争を犯罪、クライムとは致して居りませぬ。一體クライム戦犯と云ふ言葉にも一定した意義、エスタブリッシュ・ミーニングがあります。それは刑罰を以つて處罰せられる行為と云ふのが世界共通の定義であります。然るに不戦條約には之に違反したものを處罰する規定はなく、其の前文、プレナムブルが、不戦條約に違反した國は此の條約上の權利を失ふと云ふだけなのであります。

コミンズ・カー検事は本日午後ストウエル氏の國際法を御引用になりました。カー氏の博學なる御演説には當辯護人は大變敬意を表するものでありますけれども、併しながら一人の學者の本に書いたことが、國際法にはならないのであります。學説が國際法になることもありませんけれども、それは多くの學者が同様の説を立て、是が國際間に於て實行せられ、國際法協會と云つたやうな協會で是認せられ、世界の人が常識的に之を受取るに至つて、初めて學説が國際法となるのであります。ストウエル氏の著書には、殊に事後に於て、犯罪を提示して裁判所を構成して、裁判に付せしむ。此のことはあなた方が最も尊敬せられる事後法の處罰、エクス・ベクト・ファクト・ルールに反する意見であります。エクス・ベクト・ファクト・ルールに反する裁判をしては是はなつて居りませぬ。尊敬するカー検事も是は御認めのことと思ひます。

我が殺人、マードの訴因を除かれたいと申立てたことに付て、誤解があるやうであります。従前の觀念に依る法規違反、コンフェツションナル・ワー・クライムの一面を持つ殺人は、是は起訴すべきものと思ひます。併しながら其の場合ではなくして、宣戦の布告が、なかつたか、宣戦の通告がなかつたか云ふことで、戰闘行為自身を殺人だ、條約違反で始まつた戦争だから、此の戦争に於ける數萬の人の戰場に於ける死傷が、殺人だと言ふに至つては、驚かざるを得ぬのであります。

カー検事は、今朝私がポツダム宣言は、太平洋戦争を終結せしめると言つた言葉を捉へて御論じになりました。或は戦争の終結とホステイリテイズの終結とを區別した方が、正確であつたであらう。唯我が國の言葉では同様に使ふ場合があるから申上げたので、訂正して宜ければ訂正しますが、意味は同様になります。

即ち太平洋戦争のホステイリテイズを止める條件であつて太平洋戦争以外のホステイリテイズ及びワーに於ける戦争犯罪は含まないと同様になります。

キーンナン検事も、コミンズ・カー検事も、共に文明の擁護の爲に、裁判をしなければならぬと仰しやる。それは私も同意です。併しながら所謂文明の中には、條約の尊重裁判の公正、是が諸君の仰しやる文明の範疇に入つて居らないのであります。若しポツダム宣言の趣旨が私の申す通りであつたならば、今までの行懸りに囚はれず斷然此の起訴を放棄することが文明の爲に望ましい措置であると思ひます。

兩検事は元大統領ルーズベルトの言葉を御引きになりましたが、私は唯一言、現在の大統領トルーマン氏が今年の一月豫算教書を發せられた時分に言はれた言葉を引用致します。曰く「世界の歴史が始まつてから初めて戦争製造者を罰する裁判が行はれつつあると云ふのが其の宣言であります。」

と存じます。

○キーンナン首席検察官 私が先程答辯致しましたのは、其の人間に付てではありませぬ。其の演説された時日に付てではありまして、自分が若し正しく聴きましたならば、其の時日は今年の一月となつて居りますが、若しそれでありましたらば、是は此の問題に付て全然關聯性のないものと主張致します。

○ウエツプ裁判長 トルーマン大統領が言つたと云ふことは、本件に付て何等の關係がありません。

○清瀬辯護人 裁判長！ 裁判長は内容を御讀みになつたのでありませうか。トルーマン大統領はポツダム宣言を……

○ウエツプ裁判長 討論は本件を以て終結致します。

明朝九時三十分には裁判所は閉會致します。

午後五時閉廷